

昭和三十九年厚生省令第三十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十四条第三項及び母子福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、母子福祉法施行規則を次のように定める。

（法第六條第六項第一号に規定する内閣府令で定める法人等）

第一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第六條第六項第二号に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第二号に規定する内閣府令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人 理事
 - 二 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるもの 理事
 - イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的とせず、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）
 - (1) その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
 - (2) その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
 - (i) 公益社団法人又は公益財団法人
 - (ii) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五條第十七号イからトまでに掲げる法人
 - (3) (1) 及び (2) の定款の定めに対する行為（(1)、(2) 及び (4) に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
 - (4) 各理事（清算人を含む。以下この(4) 及びロ(7) において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と次に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。
 - (i) 当該理事の配偶者
 - (ii) 当該理事の三親等以内の親族
 - (iii) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (iv) 当該理事の使用人
 - (v) (i) から (iv) までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
 - (vi) (i) から (v) までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
 - ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行い、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）
- (1) その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

(2) その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。

(3) その主たる事業として収益事業を行つていないこと。

(4) その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

(5) その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、イ(2) から (i) 若しくは (ii) に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

(6) (1) から (5) まで及び (7) に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

(7) 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事とイ(4) から (vi) までに掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人 理事

（法第十二條第五項に規定する内閣府令で定める方法）

第一条の二 法第十二條第五項に規定する内閣府令で定める方法は、同條第一項に規定する自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（令第九條第四項に規定する内閣府令で定める役員）

第一条の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九條第四項に規定する内閣府令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一條各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

（母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第一条の四 令第二十四條の規定による母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、貸付業務成績書を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に掲げるもののほか、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。

（法第十七條第一項に規定する内閣府令で定める場所）

第一条の五 法第十七條第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 家庭生活支援員（法第十七條第一項に規定する便宜を供与する者をいう。）の居室
- 二 法第六條第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が職業訓練を受けている場所
- 三 前二号に掲げる場所のほか、法第十七條第一項に定める便宜を適切に供与することができる場所

（法第十七條第一項に規定する内閣府令で定める便宜）

第二条 法第十七條第一項に規定する内閣府令で定める便宜は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の保育
- 二 食事の世話
- 三 入浴、排せつ等の介護（前二号に掲げる便宜を除く。）

- 四 洗濯、掃除等の家事（第二号に掲げる便宜を除く。）
- 五 専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言及び指導
- 六 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（法第十八条に規定する内閣府令で定める場合）

第二条の二 法第十八条に規定する内閣府令で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に係る部分を除く。）市町村の区域又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第六条の五において同じ。）の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地を移した場合とする。

（母子家庭日常生活支援事業の開始の届出）

第三条 法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 条例、定款その他の基本約款
- 三 職員の定数及び職務の内容
- 四 主な職員の氏名及び経歴
- 五 事業開始の予定年月日

2 国及び都道府県以外の者は、法第二十条の届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

第四条 法第二十条の規定による届出をした者は、前条第一項各号に掲げる事項（同項第四号に掲げる事項を除く。）に重大な変更を加えたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項）

- 第五条** 法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 廃止又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止又は休止の理由
 - 三 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
 - 四 身分を示す証明書の様式

第六条 法第二十二條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、別記様式による。

（法第二十八條第三項に規定する内閣府令で定める事業）

第六条の二 法第二十八條第二項に規定する内閣府令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 三 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 四 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 五 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

（法第三十條第三項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の三 法第三十條第三項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めたとする。

第六条の四 削除

（法第三十一條第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練）

第六条の五 法第三十一條第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）

第六条の六 法第三十一條第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養

しているもの（以下この条から第六条の九までにおいて「受給希望者」という。）は、その住所を管轄する都道府県知事等に対し、前条に規定する指定の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。）

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の八 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座（以下この条において「指定講座」という。）の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。）

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が第六条の五に規定する教育訓練を受けることがその雇用の安定及び就職の促進を図るために必要であるか否かを調査し、その調査に基づき必要があると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の八 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座（以下この条において「指定講座」という。）の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。）

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の九 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座（以下この条において「指定講座」という。）の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。）

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座（以下この条において「指定講座」という。）の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならぬ。）

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

3 第一項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の九 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十七條第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

(法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格)

第六条の九の二 法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続)

第六条の十 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の十二までにおいて「受給希望者」という。)は、同号に規定する養成機関(次項、第六條の十四第一項及び第六條の十六において「養成機関」という。)において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

2 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)

又は当該受給希望者の前年(一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び

当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四條第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 令第二十八條第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面

五 養成機関における在籍に関する証明書(第六條の十四第一項において「在籍証明書」という。)

第六条の十一 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八條第一項及び第二項の支給要件(第六條の十三及び第六條の十五第一項において「支給要件」という。)並びに令第二十八條第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十二 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給は、受給希望者が第六條の十第一項の申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

第六条の十三 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六條の十五までにおいて「受給者」という。)は、支給要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わつたときは、十四日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の十四 都道府県知事等は、受給者の養成機関における在籍状況、修得単位の状況又は出席状況を確認するために必要があると認めるときは、当該受給者に対し、在籍証明書及び養成機関における修得単位証明書の提出又は出席状況の報告を求めることができる。

2 都道府県知事等は、受給者の所得の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めることができる。

3 都道府県知事等は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者又は当該受給者又は当該受給者と同じの世帯に属する者に対し、市町村民税の課税の状況についての市町村長の証明書の提出を求めることができる。

第六条の十五 都道府県知事等は、受給者が支給要件に該当しなくなつたときは、第六條の十一第一項の支給決定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知しなければならない。

第六条の十六 令第二十九條第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条及び次条において「受給希望者」という。)は、養成機関において課程を修了後、当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本(養成機関における修業を開始した日(次号において「修業開始日」という。))及び当該養成機関における課程を修了した日(以下この条において「修了日」という。))における状況を明らかにできるものに限る。

2 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)

又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。))の状況を明らかにできるものに限る。

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四條第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 受給希望者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

五 令第二十九條第四項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証

明する書面(修了日の属する年度(修了日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)

六 当該課程の修了証明書の写し

3 第一項の申請は、修了日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第六条の十七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第二項及び第三項の支給要件並びに同条第四項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

(法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者)

第六条の十七の二 法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事又は市町村長が同条第一項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めたとする。

(父子福祉資金貸付金の貸付業務の報告)

第六条の十七の三 第一条の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十四条」とあるのは、「第三十一条の七において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。

(法第三十一条の七第一項に規定する内閣府令で定める場所等)

第六条の十七の四 第一条の五から第六条までの規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の五中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十一条の七第一項」と、同条第二号中「第六条第一項」とあるのは、「第六条第二項」と、「する配偶者のない女子」とあるのは「する配偶者のない男子」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、第二条の二中「第十八条」とあるのは「第三十一条の七第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十条」と、第五条中「第二十一条」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十一条」と、第六条中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業)

第六条の十七の五 第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業について準用する。

(法第三十一条の九第三項に規定する内閣府令で定める者)

第六条の十七の六 第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の五第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
配偶者のない女子で現に児童を配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
扶養しているもの	扶養しているもの
第六条の六第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
第一項	

第六条の六 第六項 第二号	第六条の八第二項第二号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	第六条の七において準用する第六条の九
第六条の七 第一項	第六条の五		第六条の十七の七において準用する第六条の五
第六条の八 第一項 金	母子家庭自立支援教育訓練給付金		父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九 第一項 金	母子家庭自立支援教育訓練給付金		第三十一条の九第二項において準用する令第二十七条第一項
第六条の九 第一項 金	母子家庭自立支援教育訓練給付金		父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九 第二項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
第六条の十 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十 第二項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十 第三項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十一 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十二 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十三 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十四 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十六 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十七 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十八 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十九 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十一 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十二 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十三 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十四 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十五 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十六 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十七 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十八 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の二十九 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の三十 第一項 金	母子家庭高等職業訓練促進給付金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

第六條の十第一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第二十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第三十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第四十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第五十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第六十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第七十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第八十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十一項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十二項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十三項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十四項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十五項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十六項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十七項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十八項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の十第九十九項	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項
第六條の tenth 項目	第六條の十七の七において準用する第六條の十第一項

(法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者)
第六條の十七の八 第六條の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。
 (添付書類等の省略)
第六條の十八 都道府県知事等は、第六條の六第二項、第六條の八第二項、第六條の十第二項又は第六條の十六第二項(これらの規定を第六條の十七の七において準用する場合を含む。)の規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。
 (寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の報告)
第六條の十九 第一条の四の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付業務について準用する。この場合において、同条中「第二十四条」とあるのは、「第三十八条において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。
 (法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場所等)
第七條 第一条の五から第六條までの規定は、寡婦日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の五中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十三条第一項」と、同条第二号中「第六條第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）」とあるのは、「第六條第四項に規定する寡婦」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十三条第一項」と、第二条の二中「第十八條」とあるのは、「第三十三條第三項において準用する法第十八條」と、第三条及び第四條中「第二十條」とあるのは、「第三十三條第五項において準用する法第二十一条」と、第六條中「第二十二条第二項」とあるのは、「第三十三條第五項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者)
第八條 第六條の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者について準用する。
 (法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者)
第九條 第六條の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。
 (福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続)
第十條 都道府県は、法第三十七條第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 貸付けを受けようとする金額
 二 貸付業務計画の概要
 三 貸付金の交付を受けようとする時期
 四 その他参考となると認められる事項
第十一條 都道府県知事は、特別会計歳入歳出予算に関する書類を添付しなければならない。
 (特別会計歳入歳出決算書の写しの提出)
第十二條 都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
 (福祉資金貸付金の国への償還の手続き)
第十三條 都道府県知事は、都道府県が法第三十七條第二項又は第四項の規定による償還を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。
 一 国に償還した償還金の額
 二 償還を行った期日
 三 都道府県が現に貸し付けている福祉資金貸付金の状況及び当該福祉資金貸付金に係る国への償還計画
 (その他必要と認められる書類の提出)
第十四條 内閣総理大臣は、前三條に定めるもののほか、法第三十七條第一項の規定による国の貸付け並びに同条第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の提出を求めようとする。
 (大都市の特例)
第十五條 令第四十六條第一項の規定により指定都市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合には、第三條第二項(第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。)中「及び都道府県」とあるのは、「指定都市の長」と、第十條第一項中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と、第十四條(第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。)中「及び都道府県」とあるのは、「指定都市の長」と、第十二條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と、「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。
 (中核市の特例)
第十六條 令第四十六條第二項の規定により中核市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合には、第三條第二項(第六條の十七の四及び第七條において準用する場合を含む。)中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と、第四條(第六條の十七の四及び第七條において準用する場合

を含む。)中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十条第一項中「都道府県」とあるのは「中核市」と、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十二条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、「都道府県」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則の廃止)
- 2 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則(昭和二十八年厚生省令第十二号)は、廃止する。

附則(昭和五十七年一月三〇日厚生省令第二号)

- 1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十七年四月一日前に各道府県(指定都市を含む。)が四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している及び母子及び寡婦福祉法第十九条の第二第三項に定める母子福祉団体に対し貸し付けている貸付金の貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類は、昭和五十八年三月三十一日までは、第三条において準用する第一条第三項に規定する貸付業務成績及び特別会計歳入歳出決算に関する書類とみなす。

附則(平成二年二月二八日厚生省令第五九号)抄

- 1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。
- 附則(平成五年二月二四日厚生省令第五一号)
- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定(第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える部分に限る。)及び第二条の七の改正規定(第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える部分に限る。)は、同年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にこの省令による改正前の母子及び寡婦福祉法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条の四(旧規則第三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出を行った者は、この省令による改正後の母子及び寡婦福祉法施行規則(以下「新規則」という。)第四条(新規則第九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出を行ったものとみなす。

- 3 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律による改正前の母子及び寡婦福祉法(以下「旧法」という。)第十三条第一項(旧法第十九条の二第五項において準用される場合を含む。)の規定により都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。)に設けられた特別会計の平成五年度の歳入歳出決算に関する書類は、新規則第十一条に規定する特別会計歳入歳出決算に関する書類とみなす。
- 4 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている証票は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。

附則(平成六年九月二七日厚生省令第六〇号)

この省令は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則(平成七年二月二七日厚生省令第五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則(平成二年三月二八日厚生省令第四六号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成二年一〇月二〇日厚生省令第二七号)抄

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 附則(平成一四年七月三日厚生労働省令第九一号)抄

(施行期日)
1 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附則(平成一五年三月三一日厚生労働省令第六九号)抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成一八年三月三一日厚生労働省令第八八号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則(平成一八年七月二八日厚生労働省令第一四四号)抄

- 1 この省令は、平成十八年八月一日から施行する。
- (母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行規則の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八一号)

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行規則(以下「新令」という。)第六条の十第二項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給希望者について適用し、施行日前に同項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給希望者については、なお従前の例による。
- 3 新令第六条の十六の規定は、施行日以降に新令第六条の十第一項の養成機関において修業を開始した新令第六条の十六第一項に規定する受給希望者について適用する。

附則(平成二〇年二月一五日厚生労働省令第一七一号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令による改正後の母子及び寡婦福祉法施行規則第一条の規定は、この省令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後の申請に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(平成二二年二月四日厚生労働省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年六月五日厚生労働省令第二一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五九号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年六月六日厚生労働省令第九一号)抄

- 1 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。
- (母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成二十二年以前の年の所得に係る母子及び寡婦福祉法施行令第二十八条第一項に規定する常用雇用転換奨励給付金、同令第二十九条第一項に規定する自立支援教育訓練給付金、同令第六

三十条第一項に規定する高等職業訓練促進給付金及び同令第三十条の二第一項に規定する高等職業訓練修了支給給付金の支給の申請の際に添えるべき書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年四月一日厚生労働省令第五二号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第七三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年八月一日厚生労働省令第一〇二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附則（平成三〇年九月二八日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第四条中児童扶養手当法施行規則第三条の五、第四条、様式第一号及び第五号の五の改正規定は、平成三十一年七月一日から、第五条の規定は、平成三十年十一月一日から、それぞれ施行する。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童扶養手当法施行規則様式第六号の改正規定及び第二条の規定 令和元年八月一日

附則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式

別記様式

（表面）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉検査証		第 号
写 真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条（同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。	
令和 年 月 日 交付		
都 道 府 県 知 事 （指定都市等の市長）		印

（裏面）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（報告の徴収等）
第22条 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（父子家庭日常生活支援事業）
第31条の7（略）
2・3（略）
4（略）、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、（略）と読み替えるものとする。

（寡婦日常生活支援事業）
第33条（略）
2-4（略）
5 第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、（略）と読み替えるものとする。

注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。